## 電気工事業の廃止の通知について

電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

## 1 廃止の通知に必要な書類

- (1) 電気工事業廃止通知書(様式第14の5)
- (2) 電気工事業者開始通知書受理通知書
  - ※ 紛失などにより電気工事業者開始通知書受理通知書を返納できない場合は、電気 工事業者開始通知書受理通知書紛失届出書を提出してください。
  - ※ 失った電気工事業者開始通知書受理通知書を発見したときには、遅滞なく返還してください。

## 2 届出方法

上記の必要書類をそろえて、下記へ提出してください。

郵送先 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ

電 話 082-513-3335 (ダーイヤルイン) FAX 082-223-6314

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間:8時30分~12時 13時~17時15分(土・日・祝日を除く)

| 雷 | 無  | I   | 車:         | 丵 | 蒸   | ıŀ | 温 | 4Π | 聿 |
|---|----|-----|------------|---|-----|----|---|----|---|
| 甩 | メし | ┸╴╸ | <b>尹</b> : | 未 | )无。 | ᄔ  | 쁘 | ᄱ  | 盲 |

| ×受理年月日 | ×整理番号 |
|--------|-------|
|        |       |
|        |       |
|        |       |
|        |       |

広島県知事様

(〒 - )

住 所 ふ り が な 氏名または名称

法人にあっては 代表者の氏名

電 話

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による 通知の年月日

年 月 日

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

## 電気工事業者開始通知書受理通知書紛失届出書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては 代表者の氏名

電気工事業者開始通知書受理通知書を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 通知年月日及び通知番号
- 2 紛失年月日